

## 青森大学東京キャンパス個別危機管理マニュアル

### 1. 有事の際の基本方針

青森大学（以下「本学」という。）における危機管理に関する規則及び青森大学危機管理委員会規程に則り、青森大学危機管理マニュアル（以下、「本学規程・マニュアル等」という。）に沿って対応する。また、東京キャンパスにおいては、江戸川区防災危機管理課計画係より情報提供いただいた「江戸川区地域防災計画（令和5年度修正）」に準じて、学生、教職員等の安全確保をした上で原則行動を行うこととする。

### 2. 大学活動中における発災及び事故発生時の非常・緊急態勢

◎災害及び種別ごとに、本学規程・マニュアル等に沿って、以下のように対応していく。

#### 【地震】

- ・地震発生時には机の下にもぐったり、キャンパス校庭の中央に集まって座ったりするなど、安全確保のための初期対応を図り、揺れが収まったら二次対応を行う。
- ・東京湾に津波警報が発令された場合は、最上階に避難する。
- ・震度5強以上の場合は、原則保護者及び保証人と連絡が付くまで学内に待機させる。待機した場合は、本学ホームページや緊急連絡メールで安否の確認がとれるようにする。危機対策本部の設置、指示が出た場合は、その指示に従った対応を行う。
- ・震度5弱以下の場合は、原則的に下校させますが、公共交通機関がマヒした場合は、全員学内に待機させ、震度5強以上と同じ対応をする。

#### 【落雷】

- ・学校が直接遠雷を確認した場合、または区災害対策課より学校の職員室設置の防災無線を通じて注意報・警報連絡が入った場合は、校庭等屋外での活動を直ちに中止し、安全な場所において待避する。

#### 【火災】

- ・火災発生箇所に応じて、より安全な避難経路で速やかに校舎外に避難する。

#### 【事故】

- ・事故が発生した場合、迅速に負傷者を保護し安全な場所に避難させる。その後速やかにキャンパス長及びキャンパス事務局長に報告し、対応の指示を受けるようにする。
- ・事故状況により、警察、消防への出動要請を行う。
- ・文部科学省、関係各機関には連絡を行うが、マスコミの取材に対しては、状況についての確認事項を統一し、報道担当管理職が一括して答えるようにする。

・事故後はカウンセラーと連携しながら、学生のメンタル面への影響が最小限に留まるよう支援を行う。

- ① 緊急時の災害・事故においては、全ての大学活動に優先して、安全確保のための避難態勢及び事故対応態勢をとる。
- ② 緊急時の災害・事故において、あらかじめ組織した青森大学危機対策委員会により避難態勢及び事故対応態勢をとる。また、国・東京都や江戸川区の指示がある場合には、原則それを受けて対応する。
- ③ 緊急時の災害・事故に備え、従来の避難訓練に加えて様々な事故・事態を想定した、より万全な訓練を計画的・定期的に実施する。
- ④ 学生がわかりやすく実践的に防災知識が身に付くように、また、危険回避能力が高まるように適宜必要に応じた指導を行い、学生の防災意識・危機回避意識を高める。
- ⑤ 緊急時において、家庭・保護者との連絡手段の確保に努める。そのため、代表の固定電話（災害時受信専用電話1台、発信電話1台）・災害時優先電話を置き対応を行う。状況に応じて NTT の非常用特設電話を事務局前に3台（内国際通話利用可1台）開設する（通話制限時でも災害優先電話・防災用電話は確保されます）。
- ⑥ 保護者等には、本学ホームページや緊急連絡メール等により、詳細状況をお知らせする。外出先でも、必要に応じて可能な限り速やかに学生の状況が把握できるように努める。必要に応じて、江戸川区役所・病院・保健所・消防署・警察署等との連携を速やかに取る。
- ⑦ 保護者等と連携し、状況に応じて24時間態勢で学生の安全を確保する。そのため、負傷学生・帰宅しても保護者不在の学生等の帰宅困難者については、事態が解消されるまで学内で保護する。

#### 【台風・洪水・火山噴火・その他の自然災害等】

・最新情報をもとに、国・東京都・江戸川区の指示も受けながら、状況に応じた対応を行う（原則、学内待機で保護者等対応します）。

#### 【不審者（不審物）】

- ・登下校時を除き、敷地出入口、各玄関を原則閉門します。不審者侵入（不審物発見）の場合は、状況に応じて学生をより広く安全な場所に避難させ、110番通報とともに不審者（不審物）には教職員が対応する。
- ・状況に応じて、集団下校させる場合もある。その場合は、人員点呼・諸注意の後、途中まで教職員の引率・誘導のもとに帰宅させる。

★大学活動中における発災時等の避難所業務について

◎発災時の避難所として、以下の役割を担う。

【業務内容】

- ・大学活動中に発災した場合、非常配備態勢をとる。避難者を受け入れ、避難所運営協議会及び避難者の協力を得て、避難所開設を行う。その場合、避難所開設指定職員が到着するまで、一時的に運営主体を担う。

【安全確保・状況整理】

- ・教職員は、キャンパス長（施設管理責任者）の指揮のもと、速やかに被害状況を確認する。

【避難所の確保】

- ・教職員は、在校生及び避難者の待機スペースを、予め決められた避難所レイアウトに従って確保する。

【避難所の開設準備】

- ・教職員は、キャンパス長の指示のもと、江戸川区避難所開設・運営マニュアルに順じて準備を進めて対応していく。

★非常時等の問い合わせ先について

- ・青森大学東京キャンパス代表電話：03-6261-6399
- ・青森大学東京キャンパスFAX：03-6261-6398
- ・青森大学東京キャンパスホームページ：<https://aomori-u-tokyo.jp/>

【その他、江戸川区から警戒宣言が出された際の対応】

(1) 在学時

- ① 警戒宣言が発せられるとともに、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休業の措置を取る。
- ② 警戒宣言が発せられた後、学生等を計画に従って帰宅させる。
- ③ 私立専修学校・私立中学校・私立高等学校・私立各種学校の学生については、個々に帰宅経路手段（徒歩・自転車・バス・電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。
- ④ 私立専修学校・私立中学校・私立高等学校・私立各種学校等の学生で、遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。
- ⑤ 私立専修学校・私立中学校・私立高等学校・私立各種学校等の学生の帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に陥ることがないように、下校計画に従って必要な措置を取る。
- ⑥ 障害のある学生等を受け入れている大学については、学生の通学範囲、障害の状況、残留学生の収容等、それぞれの大学の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置を取るようにする。

(2) 校外指導時

- ① 宿泊を伴う指導時（ゼミ合宿等）の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署と連絡を取り、その地の災害対策本部の指示に従う。また、速やかに大学へ連絡を取り、キャンパス長は対応の状況を江戸川区に報告するとともに保護者への周知を図るよう努力する。
- ② 学外活動等の場合は、その地の官公署と連絡を取り、原則として即時帰校の措置を取る。帰校後、学生を在在校時同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は適宜の措置を取る。強化地域内の場合は、その地の官公署と連絡を取り、その地の警戒本部の指示に従う。江戸川区への通報、保護者への連絡は前項と同様の措置を取る。

（注）電話の輻輳により、連絡が取りにくくなることを十分考慮する。

(3) 本学におけるその他の対応策

- ① 学生を帰宅させた後、水の汲み置き・備品等の転倒・落下防止・火気・薬品類による火災防止・消火器及び応急備品の点検・施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置を取る。
- ② 学内に残留し保護する学生のために必要な飲料水・食料・寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し本学において準備するか、または地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- ③ 残留する学生の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置を取る。
- ④ 残留する学生の数、学外指導時に取った措置の必要な事項をできるだけ早く江戸川区（総務部、子ども家庭部、教育委員会）へ報告するよう努力する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

- ① 警戒解除宣言はラジオ・テレビ・都区市町村の広報等によって得るものとする。
- ② 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

(5) 学生に対する伝達と指導

本学は、判定会招集が報道機関により報道された後、判定会の結論が出るまでの間、適切な時期に授業を切り替え、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項、解除宣言後または地震後の授業の再開等について説明し、生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(6) 判定会招集時の本学における対応措置の保護者への周知

判定会招集が報道されると、学生の保護者が直ちに引き取りに来校する事態が予想される。本学においては、判定会招集時は授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置を取ることにしている。従って、そのような事態が起こることのないよう

に、本学は平常時から、保護者に対して本学の対応策を周知徹底しておく。判定会招集の報道を知った家庭は、水・食料・救急用品の準備確認・火災防止・家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置を取りながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児を直ちに引き取りに出る準備を整えるよう連絡しておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置を取っても、判定会招集の報道で保護者が引き取りに来学した場合は、キャンパス長の責任において臨機の措置を取る。

(以上、江戸川地域防災計画(令和5年度修正) P288~P290より参照)

#### <参照文献等>

- ・「江戸川区地域防災計画(令和5年度修正)」第1部~第5部及び資料編  
[https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e007/bosaianzen/bosai/kojo/kekaku/n\\_bousaieikaku.html](https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e007/bosaianzen/bosai/kojo/kekaku/n_bousaieikaku.html)
- ・江戸川区水害ハザードマップ
- ・江戸川区地域拠点 開設・運営 マニュアル
- ・江戸川区災害対策本部設置・運営マニュアル
- ・江戸川区立清新第一小学校危機管理マニュアル
- ・青森大学危機管理マニュアル

以上における江戸川区の危機対策に関する関連資料等については、江戸川区防災危機管理課計画係より情報提供いただいた「江戸川区地域防災計画(令和5年度修正)」をもとにして一部内容等を引用させていただき作成しております。

#### (参考情報)

- ・江戸川区担当：防災危機管理課計画係主査 クヌギ様(03-5662-1992)  
↑9/5：江戸川区企画課山崎係長より紹介
- ・また、上記については、本学客員教授の宮園司史先生((元)警察庁関東管区警察局長)に内容を確認いただき、アドバイスをいただく予定にしております。